

第 3 回講義予習課題

助教授 濱本 正太郎

注意すべき問題

5.1 Introduction

- ・国際社会の postulates は、国内社会（憲法）の principles と比較した場合、
 - ・その成立過程
 - ・その性質においてどのような違いを有するか。
- ・国連憲章は、そのような伝統的国際法の postulates とどの点で異なるか。
- ・「友好関係原則宣言」にリストアップされるだけでは不十分だ、という理由は？

5.2 The Sovereign Equality of States

5.2.1 General

- ・この原理は全国家が無条件に支持している、と Cassese はいうが、(超)大国がこの原理を支持するのは奇妙ではないか？ 実際に支持しているとするなら、その理由は？

5.2.2 Sovereignty

- ・(1)～(6)のうち、(4)と(5)は 5.3 で扱われているのでとりあえず除外とする。(1), (2), (3), (6)をまとめて単純化すると、主権はどのような内容を持っていると言えるか。(教科書のポイントが落としてある箇所は気にしなくてよい。)

5.2.3 Legal Equality

- ・「結果の平等」「機会の平等」という言葉を用いると、Cassese のいっていることはどのように表現できるか。
- ・Cassese は、安全保障理事会の常任理事国とそうでない国連加盟国との地位の違いを、どのように説明しているか。それ以外の説明方法はないか？
注 常任理事国の地位とは、いわゆる「拒否権」のこと。国連憲章 27 条参照。

5.3 Immunities and Other Limitations on Sovereignty

5.3.1 Rights and Immunities of Foreign States

- ・sovereign immunity (主権免除。State immunity 「国家免除」ともいう)の根拠は？
- ・なぜソ連が現れたら acts performed jure gestionis につき例外を設ける必要が出たのか？
- ・acts performed jure gestionis を例外とすることは、Cassese が挙げる主権免除の根拠に照らして問題ないか？

5.3.2 Immunities of Diplomatic Agents

- ・外交官に特権免除が与えられる根拠は？
- ・functional immunities と personal immunities の違いが列挙されている。なぜこのような違いが出てくるのだろうか。
- ・任務と関係なく麻薬密輸入に従事している外交官がいたとすれば、接受国（受け入れている国）はどのような措置をとることが可能か？
- ・任務遂行中に交通事故を起こして人を死なせてしまった外交官がいたとすれば？ 任務遂行中でない交通事故の場合は？

5.3.3 Immunities of Consular Agents

- ・領事官と外交官との違いは？

5.3.4 Immunities of Heads of States and Members of Cabinet

- ・Cassese は、なぜ外交特権免除と同種の特権免除が国家元首・閣僚にも与えられると考えているか？
- ・Pinochet 事件（判例集 78）について、何がどう問題になったのか、考えてみよう

5.3.5 Duration of Privileges and Immunities

- ・functional immunity については当該 function の終了後も継続する。その根拠は？
外交関係に関するウィーン条約 39 条 2 項参照

5.4 Non-intervention in the Internal or External Affairs of Other States

5.4.1 General

- ・不干涉「原則」がどのような具体的「規則」として現れているか。列挙せよ。
- ・pp. 98-99 なぜ第一次・第二次大戦前後で不干涉原則の意義が異なるのか。

5.4.2 New Forms of Intervention

- ・経済的圧力が干渉となるのはどのような場合か

用語

- ・ p. 86 the laissez-faire approach
- ・ p. 87 the UN 1970 Declaration on Friendly Relations
= 友好関係原則宣言（各自の条約集参照）
- ・ p. 88 the constitutional principles “constitutional”とはどういう意味か？
- ・ p. 88 the “founding fathers”

- ・ p. 92 the 1991 ILC Draft on Jurisdictional Immunities of States and their Property
= 国連国際法委員会が 1991 年に採択した「国家及び国家財産の裁判権免除に関する条文草案」という条約の原案。その後再交渉が進められ、まもなく条約として署名に開放される見込み。
- ・ p. 93 the Vienna Convention on Diplomatic Relations = 外交関係に関するウィーン条約
- ・ p. 93 are... declaratory of customary law or have turned into general law
第 6 章を学んでいない現段階で理解できるとは思えないが、どういう意味かとりあえず考えてみよう。
- ・ p. 96 the Vienna Convention of 1963 = 領事関係に関するウィーン条約
- ・ p. 98 the 'Grotian' model p. 18

事例・裁判例

- ・ p. 89 the Eichmann case 判例集 72
その他ここに挙げられている事件は基本的に同じ類型
なお、Alvarez-Machain 事件につき、曾我英雄「アルヴァレス = マチャイン事件」立命館国際研究 6 巻 4 号(1994 年)
- ・ p. 90 the Rainbow Warrior case 判例集 113
- ・ p. 91 the Border Guards Prosecution
これは、引用部分の最後の 3 行からもわかるように、必ずしも国際法の問題ではない。一応参考文献を挙げておくと、レンツ「壁の狙撃者と罪刑法定主義」青山法学論集 39 巻 2 号(1997 年)、足立英彦「ドイツにおける『壁の射手』訴訟とラートブルフ公式」東北法学 16 号(1998 年)。
- ・ p. 92 Underhill v. Hernandez から Alcom Ltd v. Republic of Colombia まで
別の事案だが同種のものとして、判例集 19-22

参考文献（上記文献のほか）

- 田畑茂二郎「国家主権観念の現代的意義」田畑茂二郎『現代国際法の課題』（東信堂、1991 年）
- 藤田久一「主権的自由の圧縮 国家は自由か」岩波講座・現代の法 2 『国際社会と法』（岩波書店、1997 年）
- 小寺彰「外交官・国際機関の職員の裁判権免除」高桑昭ほか編『国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林書院、2002 年）
- 岩沢雄司「外国国家および国際機関の裁判権免除」高桑昭ほか編『国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林書院、2002 年）
- 薬師寺公夫「国家元首の国際犯罪と外国裁判所の刑事管轄権からの免除の否定」国際人権 12 号(2001 年)